

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKO のつぶやき～



2025年6月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

25周年

〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコバビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

6月になるとあじさいの花が満開になりますね。先日、テレビをつけていたら、紫の花の間に陽があるのはどんな花か、というクイズが出ていました。勿論、あじさい（紫陽花）が正解です。あじさいは紫だけではなく白やピンク、ブルーなど色とりどりです。皆様はどのあじさいが好きですか？

さて、今回はこの4月に改訂された報告書式についてとりあげています。後見人等の仕事は財産管理と身上保護に大別されますが、今までどちらかという家庭裁判所からは財産管理が評価されていたようです。というのは、財産管理は数字ではっきりわかります。1000万円増えたとか、300万円減ったとか、それが後見人等のどんな業務によって増えたか、そんなことで評価されていました。

一方で、身上保護については数字では評価できません。例えば施設入所の契約をおこなったとか、精神障害のある本人からの電話に毎日何度も対応し、話を聞いたとか・・・分かりませんね。しかし、本人の意思決定支援に資する業務を評価していこうとする動きが活発化してきている現状も踏まえて報告書式が変わっています。勿論デジタル化の波にも乗れるようにとの配慮があります。

地域によって違った報告書式の統一化も、色とりどりのあじさいを紫陽花と言い切ってしまうような思い切りの良さと同様に歓迎したいと思います。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識



◆◆◆報告書式が統一されました◆◆◆

成年後見人（保佐人、補助人）に就任すると、年に1回、家庭裁判所に対し定期報告を提出する義務（他、就任時と終了時にも必要です）が発生します。その後見事務報告に係る書式ですが、この度、**令和7年4月1日より新しい書式に変更**されました。どう変わったかという、今までは各地の家庭裁判所ごとに作られていた報告書式が、**全国で同じものに統一化**されたのです。これは、将来の裁判手続きのデジタル化への対応や、親族後見人等の方にもわかりやすい書式・負担軽減、それからこれから詳しく説明する身上保護事務に関する事情を適切に把握するという観点で協議されました。

では一体、今までとどのように変わったのでしょうか。書式自体が新しいものになっていきますので当然細かい入力方法にも変更点がありますが、今回は大きく変更のあった点に注目したいと思います。先にも述べたように、新たに報告の対象となったのが**身上保護に関する情報**です。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。本人が意思を示すことが難しい状況だったとしても、面談や支援者と連携することが本人の意思決定を支援することに繋がりますので、そういった身上保護についても家庭裁判所が把握するべく、報告の対象となったわけです。この身上保護事務についてはそこに至ったプロセスについても注目されますので、成年後見人等が本人や関係者と連携し、如何に本人をサポートしながら業務を行ったかが、新しい報告書式のキーポイントとなるでしょう。

IKUKO



新しい書式については最高裁判所の後見サイト、または各地家庭裁判所のホームページからダウンロードが可能です。

各書類ごとの記入例もありますので、後見人等の方は、家庭裁判所への報告月が到来する前に一度目を通し、どんなところが変わったのか見ておくといよいでしょう。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

